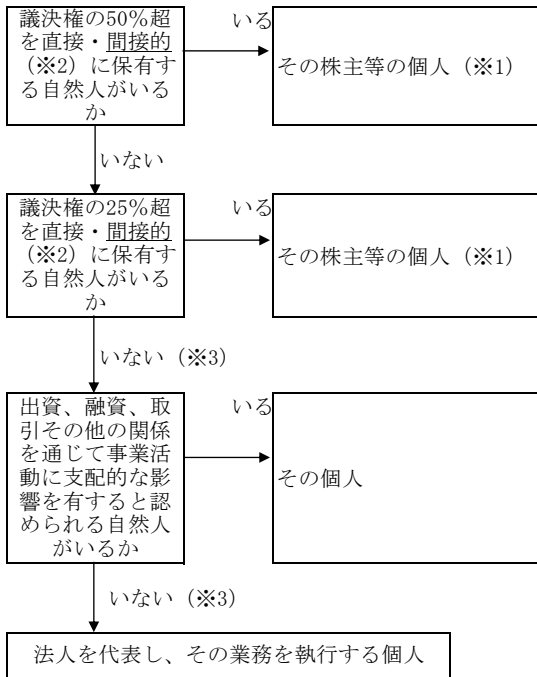


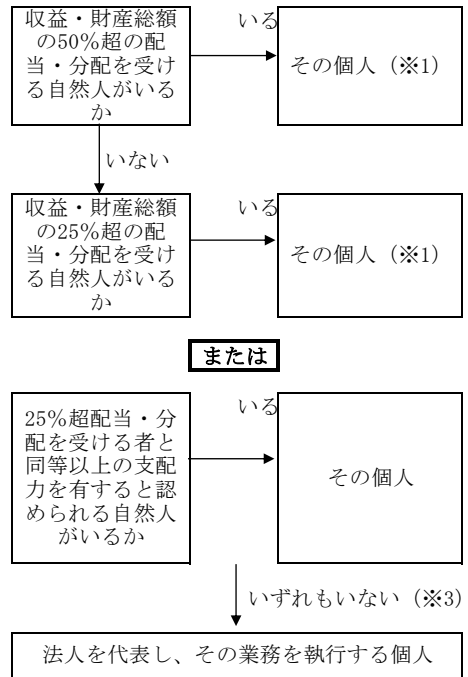
# 実質的支配者該当性をご判断いただくにあたって (法人のお客様)

実質的支配者については、以下の手順でご判断ください。

お客様が資本多数決法人である場合



お客様が資本多数決法人以外である場合



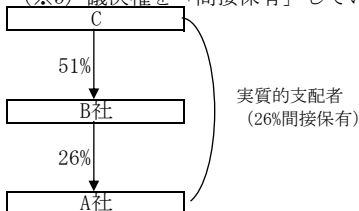
(※1) 事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合を除きます。  
 (※2) 他の法人の議決権を50%超有している場合はその法人の有している議決権を間接的に保有しているものとみなします。詳しくは※5をご覧ください。

(※3) 取引担当者様が然るべき確認をしてもやむを得ない理由により把握できない場合を含みます。

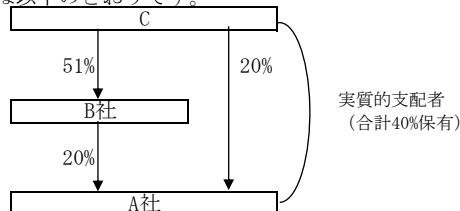
(※4) 以下に該当する者またはその子会社（会社法上の子会社をいいます。）は、実質的支配者の判断において自然人とみなされ、「氏名または名称 生年月日」の欄にその商号または名称を、「ご住所または本店所在地」の欄にその本店または主たる事務所の所在地をご記入いただくことになります。

・ 国 ・ 地方公共団体 ・ 独立行政法人 ・ 国または地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人 ・ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行または我が国が加盟している国際機関 ・ 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者 ・ 上場会社等 ・ 勤労者財産形成基金 ・ 存続厚生年金基金 ・ 国民年金基金 ・ 国民年金基金連合会 ・ 企業年金基金 ・ 預貯金契約または定期積金等のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金もしくは貯金または定期積金等とするものを締結する被用者 ・ 被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約を締結する被用者 ・ 団体扱い保険またはこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者 ・ 顧客等に有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者 ・ 金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介に関する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者 ・ 有価証券の売買を行う外国の市場（国家公安委員会および金融庁長官が指定する国または地域に限る。）に上場または登録している会社（「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第18条第11号の規定に基づき、国又は地域を指定する件」（平成20年国家公安委員会、金融庁告示第1号）において、アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、インド、英国、オーストラリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、デンマーク、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港、マカオ、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコ、ルクセンブルグ、ロシアが指定されています。）

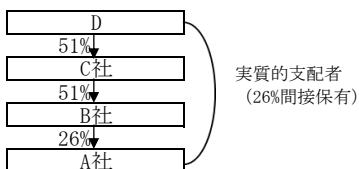
(※5) 議決権を「間接保有」している場合の具体例は以下のとおりです。



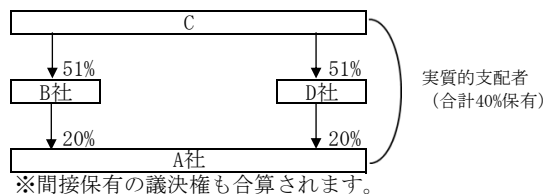
※50%超の議決権を保有している場合、保有先の議決権を間接的に保有しているものとみなされます。



※直接保有の議決権と間接保有の議決権は合算されます。



※間接保有の階層に上限はありません。



※間接保有の議決権も合算されます。